

平成30年5月

総会議事録

萩市農業委員会

平成30年5月総会

萩市農業委員会総会議事録

5月17日（木） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第23号 平成29年度活動の点検・評価（案）及び平成30年度目標とその達成に向けた活動計画（案）について

議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

議案第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第26号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第27号 現況確認書の交付について

○出席委員（17名）

1番	佐 伯 泰 資	2番	吉 村 剛
3番	中 村 博 和	欠席	矢 次 利 典
5番	長 富 繁 美	6番	藤 田 芳 昭
欠席	鳥 田 茂 夫	8番	鈴 川 肇
9番	田 村 廣	10番	原 田 知 美
11番	小野村 壽美夫	12番	吉 村 榮 子
13番	守 永 正 範	14番	原 川 久美子
15番	品 川 民 雄	16番	岡 崎 弘 明
17番	松 田 由美子	18番	尾 木 武 夫
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

3番 中 村 博 和

15番 品 川 民 雄

○議 事

事務局長 只今から、平成30年5月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 中村委員、15番 品川委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

議 長 第1項の説明をお願いします

事務局 議案第21号第1項についてご説明いたします。
申請地は、萩市大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積1,936m²ほか2筆、合計2,688m²です。譲受人は●●●の●●

●さんで、耕作面積は76,400.69m²で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが●●●に居住され耕作ができず、譲受人の●●●さんが現在利用権設定により当該農地を耕作されていますが取得し安定的に営農を行うため、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢46歳。専業農家で田と畑あわせて約7町6反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん340日、お父さん340日、お母さん320日となっております。

次に場所ですが、現地については5月1日、●●●地区の●●●委員さん、●●●と事務局で確認しました。申請地は●●●から南西に約3kmの地点にあり、黄色で着色した箇所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、先ほども触れましたが、当該農地はこれまで利用権設定により●●●さんが水稻を作付けされています。取得後も同様に水稻を作付けされます。

農機具の保有状況は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台、1.5ントントラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 5月1日に事務局3名と●●●会長、最適化推進委員さん、私の6名で、現地の確認に行っております。只今の事務局の説明のとおりでございます。

●●●さんにつきましては、長年にわたり土地を耕作されておられる事もあり、今回売買というかたちで買い求められたということです。持ち主の方も地元に居られないのでもうこちらには、帰つて来られる見込みがないということで売買されました。

現地は、もうすでに田んぼも植えられるように耕していらっしゃいました。

●●●さんは、安定した農業経営をされています。そしてまた、今年は鯉のぼりもあがっておりました。次の息子さんも担い手として、手伝っていただければと思っております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第21号第2項についてご説明いたします。

申請地は、●●●番、登記・現況地目ともに畠、面積1,023m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,114m²で内容は、田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で自ら耕作することが困難となり、また、譲受人の●●●さんも規模拡大を

大を考えておられ申請地が自宅の前で便利がいいことから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢62歳。兼業農家で田と畠あわせて約2町1反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん150日、奥さん200日、息子さん50日となっております。

次に場所ですが、現地については5月7日、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●地区で●●●から北に約1kmの地点にあり、黄色で着色した箇所となります。譲受け人の●●●さんの自宅が赤色で着色している部分となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、当該農地についてはこれまで休耕となっていましたが、取得後は柑橘及び野菜を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、耕運機1台、管理機1台、田植機1台、草刈機、トップカー1台、軽トラック1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第1番 この件につきましては事務局が言われる説明のとおりで、5月7日午前中に現地確認をしております。売買された用地については、現地でも、たいへんきれいに管理をされております。約1反の農地の、3分の1がじゃがいもなどの野菜、3分の1が柑橘せとかの3年生くらいの幼木が12~13本植えてあります。また残り3分の1については、来年また柑橘を植えることで、売買は適切かと思い

ます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

第2番　耕作面積が、2町1反と、言われましたが

事務局　すいません。2反1畝です。

議長　2反ですが、両方合わせて3反です。ということで3条が適用となることです。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長　第3項の説明をお願いします。

事務局　議案第21号第3項についてご説明いたします。

申請地は、大字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積1,754m²ほか7筆、合計5,265m²です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は12,138m²で内容は、田及び畠です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが●●●で居住されており後継者もいらっしゃらず、譲受人の●●●さんも現在、今回の申請地のうち、地番で言いますと●●●及び●●●を除く農地につきまして、利用権設定により耕作されており借受地ではなく自己所有地として経営の安定を図るため、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢76歳。兼業農家で田と畑あわせて約1町2反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん150日、奥さん10日となっております。

次に場所ですが、現地については5月8日、●●●地域の●●●委員さん、●●●委員さんと事務局とで確認しました。申請地は●●●から南に約2kmの地点にあり、申請地が黄色で着色した箇所となります。譲受け人の●●●さんの自宅が赤色で着色している場所となります。

(ビッグパッドに位置図を表示)

営農計画ですが、申請のあった農地のうち8筆については利用権設定により耕作され、田は水稻を作られています。取得後も、引き続き、地目が田については水稻を、畑については野菜を作付けされる予定です。

農機具の保有状況は、田植機1台、トラクター1台、動噴1台、自走式草刈機1台、草刈機1台、電柵2セットを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第18番 事務局から説明のとおりでありますが、今まで作っていた田んぼを、これを贈与というかたちでありますと、別に水田を埋めるとか流れを変えるとかいうかたちではありません。水田と畑を作るということで、●●●さんは、譲り受けられた●●●さんの、遠い親戚となるということで、作ったお米はご本人が携わっておられる老人ホームの方の食用にするということ、野菜も同様でございます。

他の人が、この地域周辺に耕作するには行きにくいような場所で

ございますので、本人、●●●さんの家の前ということでもありますし、是非作って有効に活用されたらと思って喜んでおるところでございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長 1町2反の耕作面積、これは今回の3条案件の面積に入っていますか。

事務局 地番で●●●と、●●●につきましては、利用権がないので、そちらは入っておりません。その他につきましては、利用権がありますので、その面積は、12, 138m²の中に入っています。

議長 76歳ですが、かくしゃくとしておられるということで、かなり高齢でこれから負担が増えるということで、大変だなと思いました。

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局から第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第22号第1項についてご説明いたします。
議案は5ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

5月1日に、●●●会長、●●●委員さん、事務局とで現地調査

を行いました。

申請地は、●●●から南東へ0.3km、準工業地域内の宅地化が進行した地域に位置する農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

大字●●●番、地目は田、面積1,180m²外1筆、計2,393m²の申請地と大字●●●番、面積178m²の雑種地外4筆、合計486m²を併用地として、合計面積2,879m²に、事務所1棟、クリーニング工場1棟及び進入道路を整備するものです。

●●●番の所有者は●●●の●●●さんで、●●●番の所有者は●●●の●●●さんです。転用者は●●●の、●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●は、クリーニング業、リネンサプライ業を営む法人で、この度、これまで行ってきた、一般のホテルや宿泊施設だけでなく、病院や介護施設関係のリネンサプライ業の事業展開を計画され、新たな事業を行うにあたり、専用の工場・事務所を増設する必要が生じたため、本申請に至ったものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は道路、西側は雑種地なのですが、こちらは既存の●●●さんのクリーニング工場と職員さんの駐車場になっています。南側は宅地に接し、東側は農地で残っている部分なのですが、線路が通っています。についてはJR西日本の鉄道用地及び農地に接していますが、隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水はため池から既設排水溝へ流入、汚水は公共下水道へ流入させるため適当です。

被害防除計画ですが、表土を取り除き1.67mの盛土造成及び整地を行い、新設コンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長　　はい、●●●委員お願いします。

第14番　この件につきましては5月1日、事務局3名、●●●会長、推進委員、●●●と私とで現地確認を行いました。几帳面に説明されましたので付け加えるところはございません。けれども●●●地域は工業地域で第3種農地ということで、結構幅広くやっておられるなと感じたわけでありますけれども、●●●さんは、今まで旅館であったりホテルであったり物を卸すところでクリーニングをしておられるところで、これが一般の医療関係や介護施設のクリーニングもされていくということでいい話だと思います。

これにつきましても第3種農地ということで、隣接農地であります●●●が、耕作されている農地があるわけでありますけれども、承諾書も添付されていますので、適当ではないかと思います。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長　それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長　議案第23号「平成29年度活動の点検・評価（案）及び平成30年度目標とその達成に向けた活動計画（案）について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案第23号についてご説明いたします。

7ページの「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をごらんください。

これは、農業委員会の適正な事務実施について、国が定めた項目

に基づき、毎年、法令事務等の点検・検証等を行うものです。

I. 農業委員会の状況（平成29年3月31日現在）です。

1. 「農業の概要」はご覧のとおりです。農林業センサスの数値は、平成27年度の数値が、まだ届いていませんので、平成22年度の数値を記載しています。

2. 「農業委員会の現在の体制」は、萩市は平成30年3月7日までは旧制度に基づく農業委員会、平成30年3月8日からは新制度に基づく農業委員会になりますので、ご覧のとおりです。

8ページ目

II 担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、

1. 現状及び課題は、ご覧のとおりです。

2. 平成29年度の目標及び実績ですが、集積実績は、1, 484 haで、達成状況は、109. 92%になりました。

3. 目標の達成に向けた活動は、ご覧のとおりです。

4. 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、目標は達成できたが、担い手は不足している。今後もあっせん活動を継続したい。とし、活動に対する評価は、担い手不足により、新たな集積が困難な状況であるが、あっせん活動を続けていく。としました。

9ページ目

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1. 現状及び課題は、ご覧のとおりです。

2. 平成29年度の目標及び実績ですが、参入実績は、4経営体で、達成状況は、200. 00%です。参入実績面積は、1. 7 haで、達成状況は、170%です。

3. 目標の達成に向けた活動は、ご覧のとおりです。

4. 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、新規就農者が増加傾向であったので、目標を達成した。としました。

活動に対する評価は、新規参入に取り組んでいる、市の農林振興課等との連携が一層必要である。としました。

10ページ目

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1. 現状及び課題は、ご覧のとおりです。

2. 平成29年度の目標及び実績ですが、解消面積は、1. 5 h aで達成状況は、50%です。

3. 2の目標の達成に向けた活動は、ご覧のとおりで、利用意向調査は、46筆、7. 2 h aを行いました。

4. 目標及び活動に対する評価は、目標は適正であるが、農業者の高齢化と後継者不足が遊休農地を増やしている。市と連携し、遊休農地所有者への働きかけが必要である。としました。

1 1 ページ目

V 違反転用への適正な対応

1. 現状及び課題と、

2. 平成29年度実績ですが、違反転用は0 h aです。

3. 活動計画・実績及び評価ですが、ご覧のとおりで、転用には許可が必要である旨、萩市ホームページで周知を図っています。

1 2 ページ目

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1. 農地法3条に基づく許可事務に関しては、1年間の処理件数は、36件でした。昨年度と比較しますと、6件の増加になりました。

2. 農地転用に関する事務については、1年間の処理件数は、34件でした。

昨年度と比較しますと、7件の減少になりました。

1 3 ページ目

3. 農地所有適格法人からの報告への対応については、「農地法第6条の規定」により、法人は、毎年農業委員会に報告をするようになっています。

法人は、48法人あり、その内、36法人から報告を受けました。残りの12法人は、報告書の決算時期が未到来でしたので、報告書提出を依頼します。

4. 情報の提供等で、「賃借料情報の調査・提供」は、賃貸借の件数は1, 453件で、平成29年8月総会で審議したものを、ホームページに掲載しています。

「農地の権利移動等の状況把握」については、年度末に農地の権利移動や賃借等の調査から、5, 916件となっています。

「農地台帳の整備」については、整備対象農地面積は5, 801 h

a で、前年度の比較は 35 h a 減少しています。

14 ページ目

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ですが、要望・意見については、ありませんでした。

VIII 事務の実施状況の公表等については、ご覧のとおりです。

15 ページ目

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。

I 農業委員会の状況（平成30年3月31日現在）です。

1. 農家・農地等の概要はご覧のとおりです。農林業センサスの数値は、平成22年度の数値を記載しています。

2. 農業委員会の現在の体制は、萩市は新制度に基づく農業委員会になりますので、ご覧のとおりです。

16 ページ目

II、「担い手への農地の利用集積・集約化」

1. 現状及び課題ですが、平成30年3月現在の集積面積は、1,484 h a で集積率が34.34%です。

2. 30年度の目標及び活動計画案は、ご覧のとおりで、担い手への集積を増加させていきます。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1. 現状及び課題ですが、ご覧のとおり平成27年度から平成29年度は、新規参入は減少傾向にあります。

2. 平成30年度の目標及び活動計画ですが、前年度並みに設定しています。

17 ページ目

IV 遊休農地に関する措置

1. 現状及び課題ですが、ご覧のとおり遊休農地面積は 80 h a、1.82%です。

2. 平成30年度の目標及び活動計画で、遊休農地の解消面積は、遊休農地面積の5%程度の4 h a としています。

V 違反転用への適正な対応

1. 現状及び課題ですが、平成30年3月現在の違反転用面積は、0 h a です。

2. 30年度の活動計画案は、担当地域で違反転用がないように巡回を行いながら早期発見に努めています。また、萩市のホームページ等を利用して転用の許可制度を周知させます。

以上ですが、この議案が承認されましたら、萩市のホームページに掲載し、地域の農業者等から意見を聞くことになります。

昨年までは、意見はありませんでしたので、議案どおり訂正せずに、県に報告しています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問はありませんか

議長 13ページの農地所有適格法人からの報告への対応について法人、48法人の内、36法人の報告書提出があり、12法人は未提出ということですが、毎年提出されていますか。

事務局 提出されないところもあります。そちらについては、こちらの方から提出依頼しているところあります。

議長 この結果報告は、農業を行ったということのみで、その経営状態までは調査報告はない。

事務局 提出書類の中に、損益計算書や総会資料等があり、どれだけの売上げ、収益があるか、どれだけの支出がある事が、報告されます。それらをもって農地所有適格化法人が、きちんと農業経営されているかを判断しているというところであります。

議長 萩市の場合、48法人ということで、36法人ですけども聞くところによると、後継者不足で若い者が居ない、農業力が不足しているというところで、預かっていた農地を返さなければならない状況もあるというふうに聞いております。そういう状況の中で、果たしてこの法人が健全な経営が出来ているかというふうなところまでが、報告調査ではないでしょうか。非常に关心があるところです。法人がいるから集落が守られているところもかなりある。法人がしてくれたそこの農業が大変になれば、集落が崩壊してしまうという状態にも繋がります。法人の申請について、評価についてどのように

に意見がありますか

事務局 会長の方からありました、こちらに出ているものは、農業所有適格化法人としてきちんと営農されているかどうかであります、さらに余力があると思いますが、そのへんの事は、法人の代表の方に確認しないとわかりません。現状わかるのは、きちんと営農活動されているかどうかということです。

議長 それ以上のこととは分からないということですが、是非健全な経営が出来るようにやってほしいと思います。

議長 只今の説明について何か他にご意見がある方はありませんか

(●●●委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第18番 会長が言われたように、老人が高齢化して、そういうかたちがだんだんなくなっています。あと5年、今の現状が続けば、法人の面積は消えて無くなってくると思います。担い手の件ですが、担い手も給料制になりますので、新しく雇用しようと思いましても、大変厳しいとこがあります。そういう事をふまえてもう少し法人の取り組み方を、検討しなおす必要があるのではないかと思っております。私の●●●、●●●地域ですが、7つの農事組合法人がありまして、会社を造ってさらに新しい人を雇用しています。

今から、施設を造ってもらって雇用を増やし、新たな経営ということで、3人から50人位の採用となると思っておりますが、その雇用した人が、各法人に作業を手伝いするという、ゆとりのある職員を連携している会社をもたないと、いろいろ事務の計算なども進んでおりますが、各法人が生き詰まるというような可能性もありますし、いろんなかたちで検討をやり直す必要があると思いますので、そのなかには●●●会長が言われたかたちを、きちんとやっていかなければならぬというふうに思っております。

以上です。

議長 提携をすること、やはり農家調査が行われて、この調査を

どのように出すかということが、まず大事なこと、今の状況を●●●委員さんのほうからもありましたが、これから先、連携した中で、余った労働力を法人の方へまわすという1つの大きなしきみを作られようとしておられます。他の地域に対してもなんらかの処置をしないと、今5年先と言われましたが、ほんとに5年先も危ないところも多々あるんじゃないかなと、せっかくこの調査があるのなら、次に何か開設とまではいかなくても、今後どのようにしていくか方向性を求めていくということで、この調査が生きてくるのではないかと思いますが、そういったことは出来ないんですか。

事務局 この調査に関わらず、それぞれの法人のほうに、どのような状況であるかあるいは、どのような今後の意向等を確認するというようななかたちで、たとえば個人が高齢化して厳しくなっている、去年と違った集積可能であるというような法人の、その辺の把握は出来ようかと思います。

議長 これは農業委員会が調べたものであります。農林の方にはこういう調査をしていますか。農業振興課の方では、こういったことを把握して今後どのようなことするそういう期間をもって対応は行われていますか。

事務局 法人調査ですが、この資料については、農林振興課も適宜確認をしています。

第6番 法人としての義務というのは農業委員会の方に、報告義務があるだけで総会資料の提出だけで終わっているだけで、その内容については、どうのこうのというのは具体的にはない。私の方は、連携協議会の会長をさせていただいておりますけれど、その中で、約半分というのは、非情に厳しい状況で、そのために県としても法人間の中で、余った労働力を法人にまわすとか、県全体どうするか、また各地区ごとの法人間同士でまとめて大きな組織を作っていく。そういう県全体の流れがそういうかたちで今動いている。農業委員会としても、法人は報告の義務があるのでそういう内容を、具体的に法人間のどうしていくかを走らせて、具体的にそこまで進んでいかないと遅い時期に入っている。農業委員会で、どういう形で進んでいくかというのが、課題になってくると思います。

議長　ここで結論が出る話ではないわけですが、こういった期間をもつて対応にあたりたいと思っております。

議長　それでは採決いたします。議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長　全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり承認いたしました。

議長　議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局　議案第24号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振興課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

萩市においては、通常4月1日及び12月1日を始期とすることしておりますが、今回の集積計画につきましては、4月及び5月に間に合わなかったもの、これまで耕作されていた方が耕作されなくなったりしたもので急きよ利用権設定することとなったもの等です。

新規設定するものにつきましては、耕作者が変更となるものや、新たに利用権を結ばれるものになります。合計欄を読み上げます。件数が16件、筆数39筆、すべて田で合計44,036m²です。

資料の一番最後につきましては、再契約するものを載せております。再契約するものが1件、筆数が1筆、内容は田で1,092m²です。

6月1日から利用権設定されるものの合計は、件数が17件、筆数40筆、すべて田で合計45,128m²です。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長　説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第25号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を、議題に供します。第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第25号第1項から第2項についてご説明いたします。
議案は20ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項、●●●番、地目、登記、現況とも田、面積、5,636m²の内151.7m²、届出人は●●●の●●●さん、続きまして第2項、●●●番、地目は登記・現況とも田、面積、571m²の内69.5m²外2筆、合計面積4,171m²の内151.8m²、申請人は●●●の●●●さんで、転用目的は1項2項とも農業用道路です。

届出地は、●●●から南へ約2kmに位置し、北側、西側は道路、東側は届出人の農地、南側は山林に接しています。県の山地治山総合対策事業による復旧治山工事に伴う農道の拡幅です。

用排水ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除については、盛土1m、切土1mで造成し整地を行うもので、土砂の流出等のおそれもなく適当です。

以上、2件の届出がありましたので報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第25号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第26号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題に供します。事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第26号についてご説明いたします。
議案は22ページです。

第1項、●●●、地番●●●、地目、登記、田、現況、畑、面積1,075m²、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は、●●●さんの息子が借り受け、耕作されます。これにつきましては、5月1日の農用地利用集積計画で利用権設定済となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第26号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第27号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。
第1項から第3項まで一括して、事務局より、説明をお願いします。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。
議案は24ページからです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南東へ約1.7kmに位置する。●●●番、地目、田、面積489m²外5筆、合計4,921m²で、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、●●●番、●●●番、●●●番、●●●番及び●●●番は、平成15年頃から耕作を行っておらず竹や灌木が繁茂した状態であり、●●●番は、住宅建築当初から住宅の敷地の一部として利用し現在に至っています。

5月2日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行いました。

申立てどおり、●●●番、●●●番、●●●番、●●●番及び●●●番は、竹や灌木が繁茂し、●●●番は住宅敷地と一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第2項 議案は25ページです。

申請地は、●●●から西へ約1.3kmに位置する●●●番、地目は畠、面積は19m²、外2筆、合計229m²、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、●●●番は、国道191号線建設に伴い分筆された畠の残地であり、●●●番は永年、住宅の敷地の一部として利用し、●●●番は平成16年に転居する以前は、盆栽用の棚を設置し庭の一部として利用していたものです。

5月7日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行いました。

●●●番は道路敷地と一体となっており、●●●番及び●●●番は住宅敷地及び庭の一部として利用されていたもので、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第3項申請地は、●●●から南西へ約2.7kmに位置する大字●●●番で、地目は畠、面積は214m²、申請人は●●●番地、●●●

●さんです。

申立てによると、申請地は昭和46年に地籍調査を行った際には畠として利用していましたが、平成18年6月に所有者が亡くなり、耕作、管理を行う者もなく経過し、現在は山林の状況になっているものです。

5月8日に●●●委員さんと事務局とで現地調査を行いました。

申請地は樹齢20年を超える杉や竹等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第27号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年5月17日

萩市農業委員会会長

片岡 雄

委員

中村博和

委員

呂川 民雄